

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ団体ガバナンス支援委員会  
実施要領

スポーツ団体ガバナンス支援委員会決定

第1章 総則(第1条—第2条)

第2章 スポーツ団体ガバナンス支援委員会(第3条—第6条)

第3章 スポーツ団体ガバナンス支援委員会が行う支援(助言)(第7条—第15条)

第4章 その他(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ団体ガバナンス支援委員会設置要綱(令和2年3月31日令和元年度要綱第29号。以下「設置要綱」という。)第10条の規定に基づき、スポーツ団体ガバナンス支援委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領において「中央競技団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体(準加盟競技団体を含む。)、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟競技団体(準加盟及び承認団体を含む。)及び公益財団法人日本パラスポーツ協会登録団体のうち日本パラリンピック委員会加盟競技団体をいう。

2 この実施要領において「事務局」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)スポーツ・インテグリティ・ユニットをいう。

第2章 スポーツ団体ガバナンス支援委員会

(設置、権限等)

第3条 委員会は、設置要綱第2条の規定のとおり、中央競技団体のガバナンス機能不全による不祥事案が発生し、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、当該中央競技団体からの求めに応じ、支援(助言)を行う。

2 委員会は、独立してその職権を行う。

(委員の任命等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- 2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。
- 3 理事長は、その任命に係る委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を踏まえ、その委員を解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(会議及び議決)

第5条 委員会は、委員長又は副委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 前項の場合において、スポーツ・インテグリティ・ユニットの業務を担当する理事が必要と認めるときは、Web 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長(委員長が欠席の場合は副委員長)の決するところによる。
- 4 委員長は、委員のほか、必要に応じてセンター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、状況に照らし緊急な対応を要すると委員長が判断する場合においては、委員長の提案に対し、委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなすことができる。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、原則として、非公開で行う。ただし、特別の事情により委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会は、委員長が議長となり、会議を主宰する。

### 第3章 スポーツ団体ガバナンス支援委員会が行う支援(助言)

(相談の受付及びアドバイザーの指名)

第7条 中央競技団体は、委員会に対し、ガバナンス機能不全による不祥事案が発生し、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、相談を行うことができる。

- 2 事務局は、前項による相談を受けた場合は、委員長及び副委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、副委員長と協議の上、委員のうちから、対応者(以下「アドバイザー」という。)を指名する。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者からアドバイザーを指名することができる。

- 5 委員長は、アドバイザーを指名するに当たっては、当該相談内容及びその者の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、その構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 6 当該中央競技団体と利害関係を有する者は、アドバイザーになることができない。各委員は、アドバイザーに指名された際に、当該事案の当事者に対して持つべき公平性に影響をおよぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情を委員長、副委員長及び事務局に開示する。
- 7 委員長は、必要に応じ、アドバイザーに対し、指示を行うことができる。

(支援(助言)の実施)

第8条 委員会は、原則として、3名のアドバイザーにより、支援(助言)を行うものとする。

- 2 事務局は、中央競技団体からの相談事項を、アドバイザーに報告する。
- 3 アドバイザーは、中央競技団体からの求めに応じ、対面等により、必要な支援(助言)を行う。
- 4 事務局は、アドバイザーによる支援(助言)の場と同席し、必要な補佐をする。ただし、支援(助言)の内容には関知しないこととする。
- 5 アドバイザーは、中立かつ専門的な立場において当該事案の支援(助言)を行い、その結果又は進捗状況を、委員長、副委員長及び事務局に報告するものとする。
- 6 アドバイザーは、当該中央競技団体の調査委員会に参画してはならない。

(支援(助言)の枠組み)

第9条 委員会は、相談事案に関し、次に掲げる支援(助言)を行うことを基本とする。

- (1) 中央競技団体の現状、想定予算等の確認
- (2) 内部組織(顧問弁護士、規律委員会、コンプライアンス委員会等)の活用
- (3) 調査委員会(内部、外部、第三者)立上げのノウハウ
- (4) 外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)の活用
- (5) 調査方針等

(適用除外事案)

第10条 本実施要領に基づく支援(助言)等について、以下に該当する場合は、本委員会では取り扱わないこととする。

- (1) 相談事案と関連する訴訟等が裁判所に係属している場合、仲裁が仲裁機関に係属している場合及び調停がADR(裁判外紛争解決手続)機関に係属している場合
- (2) JSCが行う運営費交付金、スポーツ振興基金又はスポーツ振興投票による助成金に係る不正会計等に関する場合

(支援(助言)の中止等)

第11条 委員会は、相談事案について、前条に規定する適用除外事案に該当する場合、その他諸般の事情により支援（助言）を続行することが相当でないとき認めるときは、中止の決定をすることができる。

2 委員会は、前項の決定をした相談事案について、中止の事由がなくなったときは、再起することができる。

（支援（助言）内容の通知と効力）

第12条 委員会は、当該中央競技団体に対し、遅滞なく、書面をもって、支援（助言）内容を通知することとする。なお、当該中央競技団体が希望しない場合は、この限りではない。

2 当該中央競技団体は、委員会からの支援（助言）内容に関わらず、別途必要な措置をとることができる。

（支援（助言）内容の非公開）

第13条 アドバイザーによる支援（助言）の内容は、非公開とする。

2 アドバイザーは、支援（助言）の過程において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

（費用）

第14条 本実施要領に基づく支援（助言）等に係る費用については、中央競技団体に求めない。

2 本実施要領に基づく活動における費用について必要な事項は、委員会の意見を聴取した上で別に定める。

（支援（助言）事案の記録及び管理）

第15条 委員会は、相談の受付、支援（助言）の実施等の事案に係る書類について、その詳細を記録する。

2 事務局は、事案の処理に際して取得した書類等を厳重に保管し、これらの漏えい、滅失及びき損の防止に細心の注意を払わなければならない。

#### 第4章 その他

（雑則）

第16条 この実施要領の改正又は廃止は、委員会において行うものとする。

2 この実施要領に規定するもののほか、支援（助言）の実施に必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この実施要領は、令和2年12月15日より施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年10月1日より施行する。